

第91号議案

南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正について

南魚沼市立中之島診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市立中之島診療所条例の一部を改正する条例

南魚沼市立中之島診療所条例（平成17年南魚沼市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表文書の部健康診断書の項中

簡単なもの	1通につき1,080円	を
簡単なもの	1通につき1,100円	
一般的なもの	1通につき2,200円	に、「3,240円」を

「3,300円」に改め、同部証明書の項中「1,080円」を「1,100円」に、「3,240円」を「5,500円」に改め、同部死亡診断書の項中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。